

## 平成29年度第1回江別市公平委員会会議録

日 時 平成29年5月19日（金）

午後6時00分～

場 所 市民会館36号

### 1 議事日程

#### (1) 議事

- ・管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について

#### (2) その他

### 2 出席者

(1) 委 員	委 員 長	佐 藤 允
	委 員	杉 野 邦彦
	委 員	本 間 雅彦
(2) 事務職員	幹 事	宮 沼 直之
	事務職員	川 村 正利
	事務職員	熊 澤 和宏
	事務職員	野 田 明日香

(議事録)

**佐藤委員長（以下「委員長」）** 本日は、ご多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより、「平成29年度 第1回江別市公平委員会」を開会いたします。

はじめに、本日の議事についてですが、「1 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

**川村事務職員** それでは、管理職等の範囲を定める規則の一部改正に関連し、平成29年4月1日付けの組織改編につきまして、その概略をご説明申し上げます。

まず右上に資料1-2と記載している資料をご覧ください。

1ページから3ページまでは、組織改編の概要を記載しておりますので、資料に沿って各部等の主な変更概要をご説明申し上げます。

はじめに、「企画政策部政策推進課主査（シティプロモート担当）の配置」であります。江別の魅力を市内外に知ってもらうため、シティプロモート担当主幹の配下に主査を配置し、江別の特色である「食」や子育て世代をターゲットとしたPRなど、より実践的なプロモーション活動を展開していこ

うとするものであります。

次に、「企画政策部政策推進課参事（住環境活性化・公共交通担当）の改編」であります。市内公共交通網の再編に関する計画の策定等を行うため、公共交通を専掌する参事及び主査を配置し、バス路線の見直しに向け、より実効性のある施策を進めようとするものであります。

また、高齢者など多様な方々にとって住みやすい住環境を維持するために、住環境活性化を専掌する参事を配置し、地域おこし協力隊や建設部と連携して、大麻地区をはじめとした住み替え支援などの施策を進めようとするものであります。

次に、「健康福祉部健康推進室の設置」であります。健康都市えべつの実現に向け、市民や地域社会と協働・連携の下、健（検）診受診率の向上や食を通じた健康づくり、運動習慣の定着など、健康寿命の延伸のための取組を積極的に進めていくため、各部局の施策を一元的に統括する健康推進室を設置し、健康推進担当参事を新たに設置するものであります。

次に2ページをご覧ください。

「健康福祉部子育て支援室子ども育成課よつば保育園の増員」であります。保育の待機児童解消対策として、0歳児から2歳児までの年間を通じた待機ゼロを目指すため、保育士3名を増員したものであります。なお、園の開設に伴う各種業務の調整を行っていた運営担当主査は廃止しております。

次に「建設部建築指導課主査（建築政策担当）の配置」であります。空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき空家等対策計画を作成するため、建築政策担当主幹の配下に主査を配置し、空き家等に関する施策を進めようとするものであります。

次に、3ページは、ただいまご説明申し上げました以外の各部の組織改編について記載したものでありますので、後ほどご参照ください。

次に、参考資料と記載している資料をご覧ください。

最初のページに、4月1日付けで、新設、廃止した管理職の一覧を添付しております。

次ページ以降には、昨年4月1日と本年4月1日現在における「組織機構改編図」となっております。

右側が本年4月1日現在の組織となっており、太枠、ゴシック体で表記したところが、今回変更となった組織であります。

最初のページにお戻り願います。

今回の組織機構改編におきましては、左側の新設する職のうち、一番下の市立病院の内科統括部長を管理職に加える必要がありますことから、本規則の一部改正を行うものであります。

なお、その他の新設する職、廃止する職につきましては、規則改正を行う必要がないものであります。

この一覧をご覧くださいながら、資料1-1の1ページをご覧ください。

今回新設した管理職を加える改正内容について、規則の公布文の形式にしたものが、資料1-1の1ページに記載したものであります。

なお、附則におきまして、施行期日を公布の日からとし、本改正による改

正後の規則の規定は、平成29年4月1日から適用するものであります。

なお、資料1-1の2ページ以降は、本規則の新旧対照表を添付しております。3ページの病院の項に下線を引いておりますが、この部分が今回改正する部分であります。

本規則の改正につきましては、本日ご承認いただきました後、委員長の署名をもちまして、公布する予定でございます。

説明は以上です。

**委員長** ありがとうございます。質問等があれば、ご発言願います。

**杉野委員** この改めた部分というのは、医務局長を医務局長、内科統括部長に改めると書いていますけど、この表の中で、これは医務局長内科統括部長と続くのですか。医務局長のほかに、内科統括部長というのが更に追加するという意味ですか。

**川村事務職員** 改正の技術的などころですけれども、医務局長の次に並ぶものとして、内科統括部長を置く改正になっております。

**委員長** 私も誤解していましたが、医務局長と内科統括部長はそれぞれ別の管理職ということですか。

**川村事務職員** 医務局に医務局長とは別に内科統括部長を置くということになっておりますので、それぞれ別の職になります。

**杉野委員** こういう役割が必要になったということですか。

**川村事務職員** 詳細のところまでは承知しておりませんが、市立病院の内科系の診療体制、その連携、体制を強化するため、それを取りまとめる統括部長を置くこととしたところ です。

**委員長** 何か他にご質問などなければ、事務局の説明のとおり、管理職員等の範囲を確認しまして、「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について」事務局案のとおり決してよろしいですか。(了)

ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

以上で、本件を終結いたします。

次に、「2 その他」について、何かございませんか。

**川村事務職員** 事務局からはございません。

**委員長** それでは、以上で本日の公平委員会を閉会いたします。

終了：午後6時15分

上記の会議録の内容に相違のないことを認め、署名押印する。

委員長 ⑩

委員 ⑩

委員 ⑩